

《書評》

高橋亀吉・森垣淑『昭和金融恐慌史』

—財団法人清明会出版部，昭和43年刊—

田 中 生 夫

1

周知のように、昭和2年の春、わが国のほとんどすべての地域の銀行が預金取付けの大津波におそわれた。その第1波は、3月、金解禁準備としての震災手形処理法案の議会審議の過程において蔵相が失言したことに端を発して、主として東京と横浜の2、3流銀行におこった。第2波は、台湾銀行の対鈴木商店貸出の打切りを契機に、4月上旬、鈴木所有の第六十五銀行を始めとして関西の銀行に発生し、さらに4月中旬以後には第3波が続いた。すなわち、台湾銀行救済のための緊急勅令案が枢密院で否決された直後に台湾銀行および近江銀行が休業し、つづいて預金取付けが一流銀行を含めてほぼ全国的規模で現われた。そしてこの最後の局面において、政府がモラトリアム、日本銀行特別融通及び損失補償法、台湾の金融機関に対する資金融通に関する法律をもって対処するにおよんで、事態はようやく鎮静を得たのであった。

これは、世界恐慌の一環でもなく産業循環の一環でもない、銀行部門のみをおそった独自の金融恐慌であったが、その原因は単純に政治家のミスや政党間の対立抗争に帰せられるべきではない。そうした誘因があれば爆発するまでに銀行経営の不健全性が累積していた結果なのであり、したがって、金融恐慌の真因はそのような不健全な銀行経営を累積させた要素に求められねばならない。本書はこの考えのもとに分析を進めており、第1部 昭和2年金融恐慌の基因、第2部 昭和2年金融恐慌の誘因と推移、第3部 昭和金融恐慌のわが国経済に及ぼした影響とその歴史的意義、の3部から構成されている。そこでその3部のそれぞれについて簡単に紹介をしておこう。

第1部においては、まず金融恐慌の基因としてのわが国銀行制度の前近代性を説明し、このもとでの第1次大戦中の飛躍的拡大とくに大正8年の戦後景気における熱狂的投機思惑と、その大反動をのべる。つぎに大反動以後の財界の悪化する状況が敘述される。とく

に、反動への対策において官民いずれも判断を誤り、根本的整理を怠って一時的弥縫に終始したことが強調され、それ以後、関東大震災による打撃、さらに旧平価金解禁論抬頭に刺戟された投機による為替騰貴がもたらした打撃と続いて、企業と銀行の経営不良化が累積したこと、その典型としての台湾銀行と鈴木商店の癒着関係等が記述される。第2部では、大正末年には未整理の財界が金解禁に耐ええないにかかわらず、為替投機による不振を打開するためには、かえって解禁を必要とするというジレンマにおちいったことが述べられる。そこでそのために金融制度の改善と金融機能の調整が政府により推進されることとなり、それぞれ普通銀行法改正法案と震災手形処理法案として議会でとり上げられ、ついで後者に関連しての金融恐慌の勃発と経過ならびにそれへの諸措置が明らかにされる。第3部では、金融恐慌が金融構造および金融市場へおよぼした影響が述べられた後、金融恐慌の歴史的意義として、銀行制度改善の促進（「これを契機にして、わが国銀行業は近代的銀行に急速に生れ変るに至った〔292ページ〕）と大財閥支配体制の確立が示されている。

さて、著者の1人である高橋亀吉氏がこの金融恐慌前後の時期に、旧平価解禁論に対抗する新平価解禁論をもって論壇に活躍したことは周知のところである。当時の政府がとった政策に対する本書の批判が、この新平価解禁論を基礎にしていることが認められ、このことが本書における分析の1つの特徴となっていると思われる。目につくもう1つの点は、金融の景気統制機能を重視する観点に立って、銀行の前近代性を強調し、これが景気の振幅を大ならしめていたとすることである。「大正期までのわが国銀行制度のもとでは、経済の激変は極めて当然であり、それが大戦後のブームという素材を得れば、必然的に大投機を生み、その結果、大反動、弥縫的救済と続き、金融恐慌による暴力的整理を巴むなくしたと考えられるのである」（284ページ）。

しかしながら、このような特徴にかかわらず、本書の分析は全体としては、大島清『日本恐慌史論』等でいわれている通説と大きな相違はない。本書は、ひとまず妥当な見解と読みやすい文章とをもって、この歴史的な大ドラマを敘述するのに成功しているといえよう。

2

以上のように、本書は金融恐慌をめぐる経済（および政治）の広範な領域にわたって分

析を加えている。そのすべての点について適確な批評を加える能力は現在の私にはとうていない。ここでは、重要と思われる問題を取り上げて、何ほどかの批評を試みることにしたい。

第1は、金融恐慌の基因として重要視されている銀行制度の前近代性に関連する問題である。「銀行の非近代性を要約すると、事業家が事業資金調達を目的として銀行を経営する、あるいは銀行経営者が商工業界に活躍するといった状態が普通一般となっており、銀行の多くが機関銀行となっていた点が第1である。さらに銀行経営者・事業家とも政治との結びつきが強く、ビジネスマンとしての資格を欠いたものが多かった点が第2である」（12ページ）。みられるように、銀行制度の前近代性とは機関銀行性と銀行家と政治との結合の2点をいうものである。これは、本書がべつのところで「金融恐慌は、銀行業界の機関銀行的性格、政治家との腐れ縁、経営者の不適格性という非近代性を払拭する一大契機となり……」（292ページ）と述べていることから確認しうであろう。その2点のうち後者は妥当と思われる特にいうべきことはないが、前者つまり機関銀行性については検討を要するであろう。

機関銀行の語は本書でしばしば用いられているのであるが、それぞれの場合においてその意味するところは必ずしも同じではなく、多分の不明確性を残しているようにみえる。上記引用文における機関銀行とは、要するに同一人による銀行と産業との兼営をいうものである。そうであれば機関銀行は銀行規模には無関係であるから、「財閥銀行は最大の機関銀行」（23ページ）ということになる。ところが、べつのところで「銀行貸付の放漫化、固定化、偏倚化つまり銀行の機関銀行化」（8ページ）というときには、兼営問題とは無関係に、特定企業への偏重・固定融資とそれによる癒着関係を意味することとなり、さらに進んで、商業金融と区分した「産業金融」とそこでの「特定産業との強い結合関係」（19ページ）、「産業との深い結合関係、すなわち機関銀行性」（28ページ）というにおよんでは、必ずしも貸付形式によらぬ産業金融一般を指すことになってしまうのである。

このように、本書では機関銀行の統一的規定がなく、その意味するところは明確でないとせねばならない。もっとも、注意してみれば、本書の真の意図は、機関銀行を産業金融一般にまで拡大するものではなく、兼営の場合を含めて、偏重・固定貸付を通ずる銀行と特定企業（集団）との結合をいうところにあるようである。本書は金融恐慌の基因である

銀行制度の前近代性が、実はわが国が銀行制度を導入した当初から醸成されていたとして、簡単な銀行史を敘述しているが、その中にこのことをくみとることができよう。すなわち、明治前期の国立銀行制度のもとで、銀行がまず設立されて産業を育成するという形での「特質形成の経緯」を述べ、ついで、明治中・後期の普通銀行制度のもとでの「機関銀行の発生・拡大」をとり上げるのであるが、そのさい上記の兼営性、偏重融資および産業金融をあげ、これらのことが生ずる理由として、「企業が自己資金を十分にもつに至らず、他方資本市場もいまだに未熟の段階にあっては、預金銀行が事業資金の大部分を担当することになる」（19ページ）といて、資本市場によらない産業金融を明記し、それに続いて「この機関銀行という名称で総括しうるわが国の特殊的銀行（制度）」（19ページ）としていることが注目されるであろう。なお、ここでつけ加えるならば、明治期に小銀行がおびただしい数に達したことにに関して、「財閥銀行がそれぞれの傘下企業の機関銀行として存在するため、その巨大な資力は小企業には縁がない。そこで、多数の小企業は各地方の銀行に頼る外はない」（23ページ）といているのは、重要である。資本市場の未熟とともに、資金の偏在すなわち市場の分断性をとり上げて、これら事情のもとでの機関銀行の類型にふれているからである。

がら、機関銀行は最初は明治3、40年代における脆弱投機的な銀行をいう時論的用語であり、大正末年から再び機関銀行の弊害が時論的にいわれるようになったのであったが、第2次大戦後になって加藤俊彦『本邦銀行史論』（昭和32年刊）がこの用語を昭和初年までの諸段階を通ずる普通銀行一般に適用し、そのさいそれを、いくぶん不明確さを残しつつも、産業銀行にまで拡大したのである。最近時における地方銀行史研究を含む旺盛な銀行史研究の成果をふまえて、いまや機関銀行の概念を改めて検討する時期が来ているように思われる。さしあたり、「金融メカニズムを象徴する銀行資本の存在形態として規定しなおし、雑多な現象形態を類型設定によって整理する必要があるように思われる」（伊牟田敏充）との示唆に注意すべきであろう。また、銀行合同史の研究において「（中小銀行における）不健全経営の段階的特質、日本資本主義の段階的諸矛盾のあらわれとしての特質が明らかにされねばならない」（長幸男）というのも、もちろんこのことの裏返し表現である。要するに、機関銀行の概念規定とその適用をどう進めるかは、わが国銀行史研究（日本資本主義の発達を金融研究から照射する作業）におけるかなめをなす問題である。本書における機関銀行の話はかなり不用意に用いられていることが目につくし、根本

的には、やはり理論的整理が十分でないように思われる。このことは、明治期における機関銀行の成立の論理についての重要な問題指摘（前記の金融市場の分断性）が、大正期には十分生かされていないこと（分断性の残存とそのゆるやかな後退への着眼が不明確）等にも関係するのではなからうか。

3

つぎに、「機関銀行の放漫貸出」、「腐敗した癒着関係」の代表例といわれている台湾銀行と鈴木商店との関係に対する本書の分析をとり上げよう。結論的にいえば、その分析は既存の公開資料による伝統的解釈の再現に終始するといつて、ほぼ間違いないであろう。もちろん、台湾銀行と鈴木商店の関係をめぐる個々の点については、旧資料においてもいうところは必ずしも同じでない。しかし、ここではそういう問題ではなく、本書よりも4カ年以前に公開された『台湾銀行史』（台湾銀行史編纂室編集，昭和13年8月刊）が提供した新資料に対して、注意が払われてしかるべきではなかったか、ということを確認したい。とくに、私の知るかぎりでも、『昭和大蔵省外史』（昭和大蔵省外史刊行会編集，昭和42年刊）や、今田治弥「台湾銀行の一断面」（『金融経済』100号，昭和41年）がすでに『台湾銀行史』の新資料に言及しているのであるから、なおさらのことである。

河田烈は『台湾銀行史』への序文において、つぎのようにいう。「（台湾銀行の）50年の歴史の流れは必ずしも常に順調であったとは言えない。時難にして幾度か波瀾曲折を見たのは已むを得ない。その中には、銀行自体の失策として世の批判を受くるに至ったものもあったが、実は財界の醜態をここに集中せしめて一挙に芟除せんとした為政者の政策の犠牲となったこともあった。彼の鈴木商店の蹉跌に基づく窮境の如きは、正しくそれであつて…」。河田のこの言葉はすこぶる含意に富むのであつて、台銀・鈴木関係の問題への伝統的解釈に対して重大な再検討を求めるものといえよう。それは、震災手形を台湾銀行へ集中させて、特銀である台湾銀行の救済という形で、個々の震災手形にまつわるこげつき債務を救済する為政者の知略をいうとの説（前掲『昭和大蔵省外史』）もあるが、ここではさしあたり、これとはべつに2、3の点をあげてみよう。「大戦中には台銀との強固な結合関係が出来上つており、台銀はその後鈴木商店の事業資金、投機資金を供給してきたが、これは台銀としては、鈴木との関係断絶が自己の破産を意味するので、やむをえない仕儀と考えられていた。大正11年には日銀は台銀に対し特別に資金を融通したが、これは

対鈴木商店取引の尻ぬぐいであり……」（105ページ、傍点は筆者）と述べ、また、「台銀は自らの整理のためには鈴木との絶縁が必要であることを認識しつつも、それは実施できないまま昭和2年に至ったわけである（大正15年末にも絶縁話を出したが、引っこめている）」（161ページ、傍点は筆者）と記している。しかしながらいまは細部を省略するが、これらは『台湾銀行史』の提供する新資料に照してみれば、はたして妥当な所見といえるのかどうか、少なくとも、正確な評価といえるのかどうか、疑問なきをえないであろう。

伝統的理解への反論のためには、新資料の発掘、吟味および整理が十分でなければならぬ。日本銀行調査局の編集による『日本金融史資料・昭和篇』第24～26巻が、「金融恐慌関係資料」の副題のもとに、目下刊行されつつある。その中には「諸休業銀行の破綻原因及其整理」（日本銀行調査局編集、昭和3年4月—4年7月）等の未公開資料が含まれているのであるから、『台湾銀行史』にこれらを加えた新資料の光のもとで、台銀・鈴木関係をめぐる諸事項の根本的再検討がなされる必要があるだろう。

台銀・鈴木関係に関連してさらに一言すれば、本書は鈴木商店を「政商」（274ページ）、「成金的存在」、「不健全な事業経営」（294ページ）として割切ってとらえている。鈴木商店においては確かにその面を無視することができないものがあるだろう。しかしながら、鈴木の下には新しい産業分野に積極的に乗出していった進取的企業も少なくなかったものであり、単純な評価を許さぬものがあるとせねばならない。鈴木商店を主宰した金子直吉を「状況を先どりする事業にみずからをかけていったパイオニア的企業家」（竹村民郎）と評価するものもあるわけである。

4

銀行制度の整備と金融統制の技術の高度化のいちじるしい第2次大戦後の現在において、昭和金融恐慌を取上げた本書が公刊されることの根本的意味は、はたして何であろうか。われわれは昭和40年の証券恐慌とそれの救済措置の経験をもっているのであるが、これら戦後の問題に対しては本書は何ら関説していない。そこで私も、ここでは銀行史研究の観点からいく分の所見を述べるにとどめることとした。